

# 放課後児童室保育料減免申請書

(受付時に記入)

確認担当者

受付番号

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(あて先) 八尾市こども若者部長

年 月 日

受 付 印

申請者 住 所 八尾市 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 保護者氏名 \_\_\_\_\_  
※保護者本人が自署する場合は、押印不要です。  
 連絡先 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

八尾市放課後児童室条例施行規則別表2に規定する保育料の減免について、以下のとおり申請します。

### 【入室児童に関する事項】

児童氏名	( <small>ふりがな</small> )	児童室名	地区放課後児童室
	( )	区 分	A区分 (月曜～土曜)
	( )		B区分 (月曜～金曜) C区分 (月～金のうち4日間利用)

### 【申請理由及び添付書類に関する事項】

申請理由 (該当する番号に○印をつけてください)	添付する書類	申請期限
1 市民税非課税世帯に該当します (全額免除)	<u>入室年度</u> の市・府民税の課税状況がわかるもの 1. 市民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書 _____ 通 2. 市民税・府民税 証明書 _____ 通 3. 市民税・府民税 納税通知書(明細書その1,2) _____ 通 4. 市民税・府民税 非課税通知書 _____ 通 (学生を除く同一世帯全員分の証明が必要です) ※すべてコピー可	7月31日
2 市民税均等割のみ課税世帯に 該当します (5割減額)		
3 生活保護世帯に該当します (全額免除)	生活保護受給証明書	3月31日

### 【申請に関する留意事項】

- ◇ ①②の申請・**7月31日**(31日が日曜の場合は30日)までに申請があった場合は、入室年度の4月分まで遡って減免します。  
8月1日以降の申請の場合は、申請日の属する月(毎月末締切)の翌月から減免します。
- ◇ ③の申請・入室する前の**3月31日**(31日が日曜の場合は30日)までに減免の申請があった場合は、4月分から保育料を減免します。  
4月1日以降の申請の場合は、申請日の属する月(毎月末締切)の翌月から減免します。
- ※ 上記申請期限後に入室される場合は、①②③ともに入室日までに申請してください。申請が入室日以降になった場合は、申請月分までの保育料が必要となります。

※下の欄には記入しないでください。

減免の可否	減免率	減免適用期間	担当者	係長	育成室長	課長
可・否	全額・5割	年 月分 から 年 月分				